

第1章 税制改正

1 令和6年度から適用される税制改正の主な内容

個人市民税・県民税

(1) 上場株式等の配当所得等および譲渡所得に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等および譲渡所得（特定口座で源泉徴収ありを選択している場合に限る。）について、所得税と個人市民税・県民税（以下「個人住民税」という。）でそれぞれ異なる課税方式を選択することが可能とされていましたが、令和6年度課税分から、所得税において選択した課税方式が個人住民税においても適用されることとなり、所得税と個人住民税で課税方式が一致することとなりました。

これに伴い、所得税の確定申告書の第二表における「住民税・事業税に関する事項」欄の「住民税」欄のうち、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄が削除され、上場株式等の配当所得等および譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

そのため、所得税の確定申告において申告した上場株式等の配当所得等および譲渡所得については、個人住民税においても「申告する」こととなり、個人住民税の「合計所得金額」などにも算入されることとなります。

(2) 森林環境税の課税の開始

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。令和6年度から、国内に住所のある個人に対して、年額1,000円が課税され、市町村が個人住民税と併せて徴収します。森林環境税にかかる税収は、県を經由して国に払い込みます。国は、「森林環境譲与税」として自治体の人口、私有林人工林面積や林業就業者数に応じて各都道府県、市町村に配分します。制度の詳細はウェブページをご確認ください。（関連30ページ）

(3) 均等割課税のうち震災復興等に係る上乘せ廃止

震災対策事業などの財源を確保するため、地方税法の臨時特例法の施行に伴い、平成26年度から10年間、臨時的に個人市民税・県民税の均等割額がそれぞれ500円引き上げられていましたが、令和5年度に終了しました。これにより横浜市の令和6年度の均等割額は個人市民税3,900円、個人県民税1,300円になります。

(4) 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

個人住民税における国外居住親族に係る扶養控除の適用について、扶養控除の対象となる要件が見直され、日本国外に居住する30歳以上70歳未満（前年の12月31日現在の年齢で判定）の親族のうち、一定の条件に該当しない方は扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、非課税の判定における扶養人数）の適用を受けることができなくなりました。制度の詳細は12ページをご覧ください。

(5) 令和6年度分の個人の市町村民税及び道府県民税の特別税額控除（定額減税）

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和6年度課税に対し、個人住民税の特別税額控除（以下「定額減税」という。）が実施されます。

①対象者について

令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者（給与収入のみの方の場合は給与収入2,000万円以下の納税者（子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下））

※納税者本人が均等割のみ課税される場合は対象となりません。

②定額減税額の算出方法について

納税者の個人住民税の税額控除後の所得割額から、以下の金額を控除します（控除額がその者の所得割額を超える場合は所得割額を限度とします。）。

なお、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和6年度の定額減税は対象外とし、令和7年度の個人住民税の税額控除後の所得割額から、1万円を控除する予定です。

ア 本人 1万円

イ 控除対象配偶者（国外居住者を除く）又は扶養親族（国外居住者を除く）

1人につき 1万円

例：納税者、控除対象配偶者、扶養の子ども2人の場合の定額減税額

1万円（本人）+3人×1万円=4万円

③手続きについて

定額減税額は横浜市が保有する税情報（所得税の確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書）をもとに算出し、定額減税後の納付税額を通知します。

したがって、定額減税を受けるための申請等はありません。

④通知方法について

定額減税額は個人住民税の各種通知書において確認することができます。

※通知時期については従来から変更ありません。

ア 普通徴収または公的年金からの特別徴収の場合

（令和6年6月上旬頃 個人あて送付予定）

「令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書」

イ 給与からの特別徴収の場合

（令和6年5月下旬頃 お勤め先から配布予定）

「令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」

⑤注意事項について

次の算定の基礎となる令和6年度分の所得割額は定額減税前の所得割額で計算を行うため、定額減税の影響はありません。

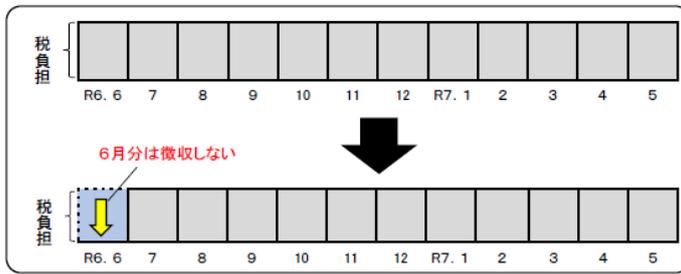
- ・ふるさと納税の特例控除額の控除限度額
- ・年金特別徴収の翌年度仮徴収税額（令和7年4月、6月、8月）

⑥実施方法について

定額減税額は個人住民税及び森林環境税の納税方法によって実施方法が異なります。

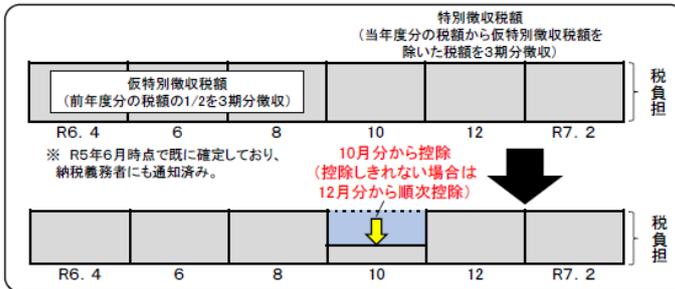
ア 給与から差し引かれる方（特別徴収）

減税の実施方法（イメージ）



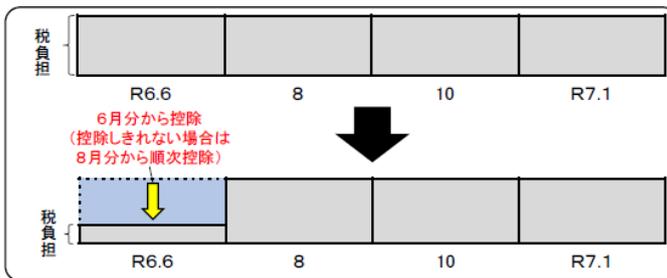
令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均されます。

イ 公的年金から差し引かれる方（年金特別徴収）



定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

ウ 納付書及び口座振替でお支払いいただく方（普通徴収）



定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。

詳細は横浜市ウェブページをご確認ください



横浜市 住民税税制改正 検索



横浜市 定額減税 検索



横浜市 森林環境税 検索

【参考】所得税の定額減税

令和6年分所得税においても定額減税が行われます。
詳細は国税庁のウェブページをご確認ください。



所得税 定額減税 検索

2 令和6年度税制改正の概要（地方税関係）

1 定額減税（再掲）

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施することとされました。

対象者は、令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者（給与収入のみの方は給与収入2,000万円以下の納税者（子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下））となります。なお、納税者本人が均等割のみ課税される場合は対象となりません。

※定額減税の詳細については、4・5ページをご覧ください。

2 固定資産税（土地）の負担調整措置等

負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長することとされました。

3 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行：3割）とすることとされました。

〔現行〕	〔見直し後〕
5割：私有林人工林面積	5.5割：私有林人工林面積
2割：林業就業者数	2割：林業就業者数
3割：人口	2.5割：人口

4 地方公金に係る eLTAX 経由での納付

eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとされました。

令和6年度税制改正の詳細については、
総務省のウェブページをご覧ください。

総務省 税制改正

検索

